

長門の岩戸神楽舞について

俵
木

悟

はじめに

一 長門地方の神楽について

二 岩戸神楽舞について

三 事例報告

1 厚狭郡楠町二道祖 岩戸神楽舞

2 美祢市伊佐町堀越・岩奥 岩戸の舞

3 美祢郡美東町真長田 天磐戸舞

4 美祢郡秋芳町別府 岩戸神楽舞

5 美祢市西厚保町大日 岩戸の舞

6 吉敷郡小郡町岩屋 岩戸の舞

四 考察

おわりに

資料 長門岩戸神楽舞 神楽歌・祝詞

はじめに

中国地方は言うまでもなく里神楽の宝庫であり、とりわけ出雲の佐陀神能や石見神楽、荒神神楽などに代表される出雲流里神楽は、中世の修験者たちによって広められたと考えられている特異な儀礼の様式、すなわち神懸かりをもなう託言や、式年大神楽の風習、荒神信仰との結びつきによる深遠な観念体系などを残しながら、江戸後期以後、記紀神話に題材をとった神能と呼ばれる演劇的な舞を大いに発展させ、研究者の間だけでなく一般的な知名度も高く、日本の代表的な民俗芸能の一つとして数えられることも多い。しかしその中国地方において、山口県西部の長門地方の神楽については、これまで紹介されることも少なく、本格的な調査研究はほとんど行われていない。たとえば中国・四国・九州の里神楽についての集大成的な研究として名高い石塚尊俊の『西日本諸神楽の研究』でも長門の神楽は、東部のものが石見神楽の影響下にあること、その他の神楽では王子舞と岩戸舞が中心になっていることが概観として述べられているが、本文中でこの地域の神楽について言及されている部分は少なく、周辺地域の事例と比較して長門の神楽の事例はほとんど重きを置かれていないという印象を受ける（石塚 一九七九）。

こうしたなかで、長門の神楽について考える際にもっとも拠り所となる研究は、御園生翁甫の『防長神楽の研究』であろう（御園生 一九七二）。この研究によって初めてその存在が知られた山口県の神楽の事例は数多く、さらにそれらを歴史的な系統にまとめあげた労は計り知れないものがある。しかし、残念ながら最晩年になってフィールドワークを始められたという御園生の報告には異論の余地も残されており、今後の調査によってその労を継ぐ必要があると思われる。本稿もその一端を担うものであると考えていただければ幸いである。

一 長門地方の神楽について

長門地方の神楽の代表的な形態は、その北部から中央部にかけて伝承されているもので、御園生の指摘にもある通り、王子舞と呼ばれる五人の王子による所務分けの次第を描いた科白劇と、岩戸舞と呼ばれる岩戸開きの神話を着面の舞で演じるものを中心とし、この他素面の舞や天蓋引きなどの儀礼的演目などで構成されるものである。この典型的なものは大津郡三隅町滝坂の黄幡社で演じられる滝坂神楽舞であり、現在まで中断されることなく良く伝承されており、山口県の無形民俗文化財に指定されている。

長門地方の神楽の記録として最も古いものとして知られているのは、財前司一の報告している寛文六年（一六六六）に華尾山大権現宮の遷宮に際して奉納された神楽についてのものであり「財前 一九九六」¹⁾、その演目と役者名が『防長風土注進案 前大津宰判 三隅村之一』に記載されている（山口県文書館 一九六二b）。これをみる限り、地理的にも近い滝坂神楽舞の構成に近く、また、滝坂になくとも同系統の他の神楽にみられる演目名もあり、この地域に伝わる神楽がすでに江戸初期に存在していたことをうかがわせる。さらに、この寛文六年の神楽を演じたのは役者名からわかるとおりすべて神職であるが、これらの中には現在でも周辺地域の神社の宮司家を務める姓を持つものが多く、当時、この神楽がどの程度の範囲で演じられていたものか推測することができる。そして現在においても、滝坂を中心に周辺各地にこの系統の神楽が残されている。

滝坂からほど近い萩市の木間に伝わる神代の舞は滝坂から伝わったと考えられており、明治期に百姓神楽に移行する過程で大いに娯楽性を獲得していった。そして滝坂・木間を中心として、萩市内各地や美祿郡域に神楽が広まっていた。また、萩市周辺では、阿武郡旭村、川上村、福栄村、阿武町などにも同系統と考えられる神楽が存在してい

る。これらの神楽については由来の明らかでないものが多いが、芸能や構成からみて木間の神楽の影響があることは間違いないと考えられている。この木間系統の神楽にもほとんどの場合、王子舞やそれに類する滑稽な掛け合いの科白劇として恵比寿舞などと呼ばれる演目が含まれており、また多くの事例で最後に綱切が行われるという特徴がある。さらに須佐町などから石見神楽が流入してきており、石見との境に近づくとその影響が強くとれるという。阿武町金社の神楽などは大國主の国譲りや大蛇退治の曲があるなどはつきりと石見神楽の影響下にあるが、阿武郡周辺に滝坂・木間系の神楽がどのように伝播していったのか、また石見神楽がどの程度、滝坂・木間系の神楽に影響を与えたのかといった点については不明なところが多く、今後の研究を待つものである。

なお、長門市・美祢市・厚狭郡より西の地域にはほとんど神楽は伝わっておらず、唯一、豊浦郡豊北町大川の式年みかがみ舞が知られているが、大蛇退治や国譲りの場面をもつなど石見神楽の影響の強いもので、明治に入ってから浜田出身の瓦職人によって伝えられたものだという伝承が残っているという。

二 岩戸神楽舞について

以上、長門の里神楽について概略を述べたのであるが、この中に、岩戸の舞、あるいは岩戸神楽舞と称される一群の特殊な神楽が点在して伝わっている。現在も伝承されているのは、美祢郡秋芳町別府の別府岩戸神楽舞、同郡美東町真長田の天磐戸舞、厚狭郡楠町二道祖の岩戸神楽舞、美祢市西厚保町大臼の岩戸の舞、そして吉敷郡小郡町岩屋の岩戸の舞の五例とされている（山口県教育委員会文化財保護課 二〇〇〇）。これらの舞はそれぞれ独自の特徴を有しながらも、共通した性格も持つており同一の系統の事例と考えることができる。それは、

岩戸開きの場面を再現することを中心とし、他地域で重視される王子舞や、その他の科白劇を含まない。

岩戸開きの場面はいくつかの演目に分かれている。基本的にそれぞれ着面の一人舞もしくは二人舞で、演劇的要素はほとんどない。

岩戸開き以外の演目はほとんどが素面の採り物舞である。

全体を十二番構成と考えることができる。

芸態はきわめて整然としており、激しい動作をともなう演目が少ない。すべての演目で、二畳ほどの舞床で順回り／逆回り、四方を拝するという動作をくり返すことが基本となる。

もちろんこれらの性格は大まかな共通点を挙げたもので、詳しく述べれば個々の事例で例外もある。しかし、とくにの性格から、長門の広い範囲に伝わる滝坂・木間系の神楽と著しい対照をみせている。そして、これらの神楽はどれも明確な由来を持たず、その成立や伝播について明らかになっているとは言い難い。

最初にこの岩戸神楽舞の成立や展開について述べたのも御園生だった。長門の神楽はどれも修験の影響が強く、実際に山伏から習ったという由来語りを持つ事例も存在する。御園生はこれらは本来、美祢郡域を本拠として活動していた修験の伝えた山伏神楽であったと断っており、そこに石見神楽の影響が様々なかたちで流入することによって現在の神楽の形態へと展開・伝播していったと考察している。その中で岩戸神楽舞の一群については石見神楽の影響を受けず、比較的純粋な山伏神楽の形態を残していると述べているが〔御園生 一九七二〕、岩戸神楽舞に演劇的要素がみられないこと即ち神楽の古体と考えるのは速断と言わざるを得ないだろう。後に詳しく検討するが、岩戸神楽舞はむしろ江戸後期以後の神道的整理を経た結果として成立したものであることはすでに財前司一が指摘している〔財前 一九九八〕。今回の調査は、この岩戸神楽舞の展開を可能な限り実証的に明らかにしようという意図のもとに行った。しかしあらかじめ断っておくと、現在伝承されている岩戸神楽舞のほとんどは一度途絶した後、おもに戦後に復興されたものであり、とくに芸態の面でそれ以前のものとの連続性を証明することが難しいこと、また文書記録

がほとんど発見されなかったことから、状況証拠を積み重ねていくという方法に頼らざるを得なかった。

なお、今回の調査においては美祢郡秋芳町別府の岩戸神楽舞、同郡美東町真長田の天磐戸舞、厚狭郡楠町二道祖の岩戸神楽舞を実見することができた。美祢市西厚保町大日の岩戸の舞はこの年には奉納されなかった。吉敷郡小郡町岩屋の岩戸の舞は実見する機会を得なかったため、保存会作成の資料を主な情報源としている。また比較対象として大津郡三隅町滝坂の滝坂神楽舞も実見した。

三 事例報告

1 厚狭郡楠町二道祖 岩戸神楽舞

厚狭郡楠町の西部、美祢市伊佐町と境を接する奥万倉に二道祖地区はある。万倉の地名は、かつて船木にあったといわれる楠の大樹に隠れ日の当たらなかつたことから「真暗」と名付けられたことによる。その中でも船木側から見てもっとも奥にあたる、美祢郡山中村（現美祢市東厚保町・伊佐町）との境に奥万倉の集落がある。実際に、有帆川を上流に遡った山間部であり、現在でも両側を山に挟まれた谷の両側にわずかに家屋が点在しているという印象である。なかでも二道祖という印象的な地名は、白椎ノ木から堀越に抜ける有帆川沿いの道上に二つの道祖神が祀られていることに由来する（長谷川 一九六七）。現在は一五戸ほどのたいへん小さな集落である。

この二道祖の集落には、地図には名を記されていないものの、現地で御伊勢山と呼ばれている山への入り口がある。標高三一七メートルの山の集落に面した斜面は、山頂に近づくとつれ巨石が積み重なり異様な雰囲気を感じさせる。この山の山頂付近に御伊勢山皇大神宮が祀られている。神宮といっても社殿はなく、岩肌を背後に注連縄を張られた内宮・外宮の小さな祠が祀られているのみである。現在ではこの山頂の宮まで上る道もなく、訪れるものはほとんど

無いというが、戦後しばらくの間は子供たちでもこの山に登り、遊んだり神宮に参ったものだという。岩戸神楽舞はこの御伊勢山皇大神宮への奉納行事である。⁵⁾

かつては内宮の前にわずかな平地があり、ここで四月二三・一四日の大神宮祭に神楽も奉納された。明治六年にこの場所に通夜堂が建立され、神楽もそこで奉納されるようになった。やがて通夜堂は倒壊し、明治二十七年、山麓二〇メートルほど距たった観音堂の敷地に通夜堂の材を用いて遙拝所を建て、以後神楽はそこで奉納されることとなった。このとき、神楽奉納の日取りも現在と同じ二月五日になったという。さらに大正一四年、遙拝所の建物を現在の県道三七号線沿いに移築して公会堂とし、神楽の奉納もここに移った。そして平成二年、公会堂が老朽化したため農林水産省の中山間地域農村活性化総合整備事業の資金を得て、公会堂の向かいに集会場を建て、現在まで神楽はここで奉納されることになる。このように場所こそ変転をくり返したが、現在でもこれが御伊勢山皇大神宮への奉納行事であることは強く意識されている。

二道祖の岩戸神楽舞で注目されるのは、この系統の中で唯一といってよいほどのはっきりとした由来語りを伝えていることである。それは次のようなものである。

「今から二〇〇年ほど前、二道祖の長谷川庄兵衛というものが、村社宮尾八幡宮の河本大宮司家より伊勢流五調子の岩戸神楽舞の直伝を受け、これに伊勢式別流の長所も取り入れ、集落内の長谷川・古川・渋谷・木村・大谷・矢原・荒川といった各家で役割を分担し、一家相伝のものとして受け継いできたものである。明治末頃からは部落青年に広く解放され伝承されてきた。」

こうした由来語りはこれまで様々な文献に引用されてきているが「山口県教育委員会 一九六二、山口県教育委員会文化課 一九八二、興味深くはあるもののこれを事実として受け入れるには問題が多い。このことについては後で詳しく考察する。」

さて、現在の二道祖岩戸神楽舞についてであるが、正確な年代は不明だが、満州事変を契機として戦中二〇年ほどの中断があったという。戦後、昭和三一年九月一日に当時の楠町長の勧請に応え、町の敬老会の余興として一部の舞を演じ、復興の機運が高まった。途絶以前の伝承者の多くが健在であったため、装束・道具類を一部補充するなどして復興は順調に進み、同年二月五日に二道祖公会堂で復興後をはじめの奉納神楽が行われた。またこの復興に際しては、当初から文化財指定がひとつの目標とされており、昭和三二年九月に山口県に指定申請書を提出、昭和三三年四月二五日に山口県の無形文化財に指定された。同時に二道祖では岩戸神楽舞保存顕彰会を結成し、現在までこの団体が神楽の伝承を担っている。

現在演じられている演目構成は、保存会作成のパンフレットによると以下の通りである。

- | | |
|-------------|---------------|
| 一 一番神楽 | 七 剣の舞（將軍） |
| 二 二番神楽（天邪鬼） | 八 祝詞の舞 |
| 三 三番神楽 | 九 岩戸の舞（岩戸さぐり） |
| 四 三宝の舞 | 一〇 姫の舞（天宇受女） |
| 番外 天蓋操作 | 一一 鬼の舞（手力男） |
| 五 鉾の舞 | 一二 弓の舞 |
| 六 榊の舞（柴） | |

これらの舞を、現在は部落集会所にて午後七時頃から四時間ほどで演じる。奏楽は太鼓（一名）・笛（二名）・鉦（一名）であるが、笛の伝承が難しいといい、現在は一名しか伝承者がおらず、平成一四年の奉納ではその一名も体

調が優れず、太鼓と鉦のみであった。先述の演目構成のうち、「岩戸の舞」「姫の舞」「鬼の舞」が直接的に岩戸開きを再現する演目となるが、その直前の「祝詞の舞」は、岩戸開きの神話と神楽舞の由来を説くものであり、これも含めた四つが着面の舞である。また、「一番神楽」において舞い手のほかに途中から天邪鬼と呼ばれるもどきが出るが、これも着面である。なお平成一四年の奉納では、「一番神楽」と「神の舞」が省略され、「祝詞の舞」と「岩戸の舞」の順番が入れ替わっていた。これも人手の不足のためであるという。

この二道祖岩戸神楽舞は、途絶期間があつたものの比較的早くに復興されており、復興に際しても途絶以前の伝承者が多く参加していたこと、復興後もある程度固定した舞い手が長く修練を積んで演じているため舞い方・所作がしっかりしていること、早い時期に文化財の指定を受け、伝承者の間に伝統的な様式を保つという意識が十分に持たれていることなどから、現在でも岩戸神楽舞の典型のひとつとして挙げる事ができるだろう。しかし一方で、この事例のみに見られる特徴もあり、他の岩戸神楽舞伝承地と地理的にやや離れていることや、現在の楠町には異系統のものも含めて他に神楽が伝わっていないことなどから、その伝播や展開を考察するのに難しいところがある。しかし、現在伝承は途絶えているものの、同系統の神楽が行われていたという近隣の集落での聞き取り調査を行うことができ、次にそれらについて報告する。

2 美祢市伊佐町堀越・岩奥 岩戸の舞

二道祖から有帆川沿いの県道を上流に向かい美祢市に入つてしばらく行ったところに、川を挟んで西に下堀越 東に岩奥という二つの集落がある。現在ほとんど美祢市伊佐町に属するが、かつてこのあたりは二道祖と同じ奥万倉に属しており、実際に距離にすると三キロほどしか離れていない。県道は美祢市に入つてすぐに宇部興産道路・中国自動車道と平行して走ることとなり、現在では車の往來の騒音が激しいが、集落自体は二道祖と同様の山間の小集落と

いう雰囲気である。下堀越の野地には、宇部興産道路に隠れるように西ノ宮八幡宮という社がある。この堀越の八幡宮にかつて伝わっていたという岩戸舞についてはわずかに報告がある（山口県教育委員会 一九六一 四〇～四二頁、御園生 一九七二 八七～八九頁）。これによって住時の神楽の演目や神楽歌・祝詞などの一端を知ることができる。山口県教育委員会の報告書によって演目を記すと、以下の通りである。

- | | |
|-------|-------|
| 一 神降し | 七 鋒 |
| 二 神楽 | 八 幣 |
| 三 みどり | 九 姫 |
| 四 祝詞 | 一〇 荒平 |
| 五 柴刀 | 一一 弓 |
| 六 磐戸 | |

この神楽について、かつての伝承者に話を聞くことができた。神楽の名称は岩戸の舞といい、毎年一〇月一七日、西ノ宮八幡宮の秋祭の前夜祭に奉納しており、一八日の本祭には御神幸があった。岩戸の舞を奉納する地区は決まっており、野地・岡・堂下の三つの集落の若い衆である。このうち野地・岡は下郷とともに下堀越を形成しているが、下郷はとなりの根越ねこれに近く、下堀越の中では「根越組」と呼ばれ、神楽には関係していなかった。堂下は独立して字を形成し、隣接の上堀越は西坪にしひらと呼ばれ、西ノ宮八幡宮の祭礼では神楽とは関係なく樂を奉納していた。

堀越の岩戸の舞は戦時中に途絶えたが、終戦後復興した。しかし一〇年と持たず再び途絶したという。戦前は「神官と同じ格好」で神楽を舞ったが、復興後は白木綿で衣裳を作り、烏帽子をかぶった。楽器は太鼓・笛・鉦で、笛は

細竹を切って各自で作った。途絶した理由は、舞い手が少なくなったこと以上に、道具がなくなつたからだという。由来については曖昧だが、かつて地区で疫病がはやり、その平癒のために出雲で習ってきたという話を聞いたことがあるという。なお、この方の話によれば、先ほどの演目構成のうち、「神楽」というのは二道祖と同様三番まであり、また、「みどり」というのは天蓋操作のことで、これは最初にやる「神降し」のことだと記憶しているとのことだ。ただし、他の事例では「みどり」という名称で懸歌を歌うところが多く、この堀越の「みどり」もそれに当たるのではないかと思われる。今ではこの神楽を舞った経験のあるものも数人になつてしまい、みな高齢なので今後復興することもないだろうという。

また、この堀越の西ノ宮八幡宮から有帆川を隔てた向かいの集落である岩輿いわこには、若宮八幡宮がある。西ノ宮八幡宮からは徒歩でも一五分ほどの至近の場所である。若宮八幡宮は、かつては西万倉の宮尾八幡宮の摂社といわれていたそうだが、明治四二年、棕並の若一王子社・大河内の厳島神社と合併され、若一王子社を広矛神社と改めて合祀されることになった（土屋 一九七九）。したがって現在は社殿が残るのみである。西ノ宮八幡宮と同じように若宮八幡宮も中国自動車道の高架によって隠されるようにひっそりと建っており、土地の人でなければ社殿を見つけることも難しいであろう。しかし、その拜殿の天井には現在でも天蓋を吊るす鉤が残るなど、合併後もここで神楽が舞われたことを示す証拠がみられる。この若宮八幡宮の神楽についてはこれまで報告されたことが一度も無いと思われる。二道祖や堀越でも、この神楽を記憶しているものは相当の年配の者だけであつた。幸い今回の調査で、かつてこの神楽を舞った経験があるという方の聞き取りを行うことができた。ただし、すでに途絶してから五〇年以上が経っており、記憶はかなり曖昧である。

若宮八幡宮の祭礼は一〇月二七・二八日で、西ノ宮と一〇日違いである。同じように二八日が本祭で、神楽は二七日の宵宮の深夜に行われた。戦中は中断しており、戦後すぐに一度復興したが、境内の倉に納めていた衣裳・道具お

よび記録類の一切を盗まれたため、その後伝承することが不可能になったという。西ノ宮・若宮双方での聞き取りとも、お互いに交流があったことを語っており、戦前は、西ノ宮では若宮の祭礼に敬意を表して若者の代表が提灯をともして列を組んで通っていたといい、若宮では、自分たちの神楽が途絶した後もしばらく続いていた西ノ宮の祭礼の神楽に毎年通ったという。神楽の内容については、大まかには同じであるが、細かいところで違いもあったといい、若宮では「西ノ宮では太鼓に合わせて舞うが、若宮では太鼓が舞に合わせる」といい、また、お互いの神楽を舞って見せたことがあったが一緒に舞うと合わなかったとも聞いた。

ちなみに、記憶はたいへん曖昧であったが、若宮で聞いた神楽の演目構成は以下の通りであった。

- | | |
|----------|----------|
| 一 一番 | 六 祝詞 |
| 二 二番 | 七 ひょうげじい |
| 三 三番 | 八 姫 |
| 四 みどり・懸歌 | 九 鬼の舞 |
| 五 柴刀 | 十 弓の舞 |

これ以外に「鉾の舞」があったがどの順番か覚えていないという。また「ひょうげじい」とは正式な名前でないというが、これは他所の事例から考えて「岩戸」のことであろう。やはり典型的な岩戸神楽舞の構成と言えるものである。これらの事例とともに二道祖の岩戸神楽舞を考える必要があるだろう。

美東町真長田は、美祿郡美東町の南部、吉敷郡小郡町との境にあたる地区であり、もとは長田川を境に東に長田村、西に真名村と分かれており、明治の市長村制施行によって合併して真長田村となった。その後再び分かれるが、現在は再度合併してひとつの字を形成している。戸数四〇〇、人口一〇〇〇人ほどの大きな地区である。小郡方面から県道二八号線を北へ向かい、美東町に入った最初の分岐点に湯の口のバス停がある。その脇の小道を入ると真長田八幡宮がある。この真長田八幡宮の秋期例祭に天磐戸舞が奉納されている。平成一四年は一〇月二六日であった。

真長田八幡宮は複雑な歴史を持っている。そもそも合併以前には、真名と長田にはそれぞれ八幡宮があった。真名の旧竜尾八幡宮と長田の旧長田八幡宮が昭和三九年に合祀され、真長田八幡宮と改称した。現在地は旧竜尾八幡宮であるが、この竜尾八幡宮ももとは真名の徳坂丸山にあり、その後宮ヶ原を経て文龜三年（一五〇三）に現在の湯の口に遷宮されたという。いっぽう旧長田八幡宮はかつて長田の宮の河内の北岡の台にあった（吉永 一九八六）。天磐戸舞は本来この長田八幡宮に奉納されるものであり、そのためかつては「宮の河内の神楽」と呼んでいたという。真長田の天磐戸舞は戦中に途絶え、戦後数年復興されたが、昭和一九年頃を境に奉納されなくなったという。それを、昭和五一年より美東町真長田公民館を中心として復興の気運が高まり、昭和五二年一月の真長田八幡宮秋期例祭に奉納され、以後現在まで伝承されてきている。復興に協力した者の中に途絶以前の神楽経験者はいなかったが、古老の中に舞方を覚えている者が若干あったため、その指導を仰いだという。また、昭和の初め頃に書かれたと思われる『天磐戸舞次第』という台本があり、祝詞、神楽歌、舞方などが記録されていたためそれに従った。とくに苦労したのが奏楽だったようで、笛・太鼓に関しては覚えていた者がおらず、手探り状態であった。昭和四七年に山口放送で美東町が紹介されたときに、途絶中の天磐戸舞を部分的に演じたのをビデオに録画したものが美東町教育委員会に残されていたため、その音を譜に起こして利用したという。もちろんすべての演目の奏楽が記録されていたわけではないので、現保存会の方々も笛・太鼓は以前のものとは変わってしまったらうと認めている。またこの復興の際

には、周辺地域の神楽に教えを請い、見学に行くことも多くあった。美東町内の他の神楽、たとえば聞波や赤郷から笛や舞方を習ったが違うと感じたという。その中では小郡町岩屋の岩戸の舞がもっとも近く感じられたという。

現在演じられている演目構成は、現保存会作成の冊子『天磐戸舞』によると以下の通りである。

- | | |
|----------|--------|
| 番外 天蓋下し | 六 花三十 |
| 番外 美登利懸歌 | 七 荒神 |
| 一 一番神楽 | 八 おもへ鐘 |
| 二 二番神楽 | 九 所馴 |
| 三 弊ノ舞 | 一〇 児屋根 |
| 四 四ツ太刀 | 一一 宇豆売 |
| 五 弓ノ舞 | 一二 手力 |

なお、平成一四年に筆者が実見した際には「天蓋下し」「美登利懸歌」「一番神楽」「二番神楽」「荒神」「弊ノ舞」「おもへ鐘」「弓ノ舞」「花三十」「所馴」「四ツ太刀」「児屋根」「宇豆売」「手力王」という順番であったが、これは演者の都合で変更されたとのことであった。このうち、「おもへ鐘」「所馴」「児屋根」「宇豆売」「手力王」が岩戸舞に相当するもので、着面の舞である。真長田の天磐戸舞でとくに注目されるのはこの面である。面は全部で六種あるが、このうち四種は、現地で能面と伝えるもので、翁面・黒色劇面・男面・女面が各一である。箱書によれば、宝永二年（一七〇五）に長田村領主の毛利就直が願主となり旧長田八幡宮に宝物として奉納したものであるという（美東町教育委員会 一九七四 四七二頁）。これらの面は昨年まで実際に神楽奉納に使用されており、戦前もこの面を着けて

演じていた。『防長風土注進案 美禰宰判 眞名村』の長田八幡宮の項には「祭日 九月十八日九日 祭式次第第十八日九日両日之間神楽舞」とあり、この神楽舞にも使用されていたであろう「山口県文書館 一九六二a 一三三頁」。興味深いのはその面につけられた名前であり、箱書にそれぞれ、「口宣」「五郎」「文選」「姫宮」と書かれている。このことについては後に考察で詳しく述べる。

美東町は神楽の盛んな土地であり、他集落でも神楽を伝えているところが多い。蔵上幸子は八カ所の神楽を挙げているが、そのほとんどは岩戸舞と王子舞の双方を含むもので、由来語りとしても、木間、もしくは滝坂から直接・間接に習ったものと伝えている（蔵上 一九九八）。そのなかで、大田の間波の神楽には王子舞にあたるものがなく、現地でも岩戸舞と伝えているという。この舞は現在、数年に一度しか奉納される機会がないといい、実見することはできなかったが、蔵上の報告にはテンポの速い舞で滝坂のものに似ていると書かれており、眞長田での聞き取りでは、他所よりはゆっくりしているが眞長田よりは早い舞で若干の違和感があるという感想であった。間波の神楽で興味を引かれるのは、他所にはみられない「キヅキ」という着面舞があることで、名前からは大国主に関連するものかと思われる。長門の神楽では、北部の石見神楽の影響が濃い地域を除いて大国主に関する演目があるのは珍しい。また「薙刀の舞」もあるが、これは周辺では間波に至近の瀬々川（明治期に間波から教えにいったという話がある）のほか、小郡町岩屋の岩戸の舞にみられるものである。

さらに、かつて竜尾八幡宮があつた徳坂では、竜尾八幡宮跡の古元八幡宮に神楽が奉納されていたという。この神楽は現在伝承されておらず、ほとんど資料もないため詳細は不明だが、『美東町史』によると、岩戸舞と王子舞の双方を含むものであつたらしい。町史では古くから岩戸舞があり、明治以降に王子舞が取り入れられたと書かれているが、この町史全体が古い見解によって岩戸舞を山伏神楽の古態と捉えており、信用度が低い。『防長風土注進案 美禰宰判 眞名村』には古元八幡宮の祭日は九月十日十一日で、「神式神楽舞御幸之式神輿一臺風雨順時之湯立之舞等執

行」と書かれているが、この神楽舞がどのような内容のものかはわからない（山口県文書館 一九六二a 一六七頁）。いずれにせよ、この地域にはかつて相当の密度で神楽が伝わっていたことが分かる。

4 美祢郡秋芳町別府 岩戸神楽舞

美祢郡秋芳町は、同郡美東町と並んで神楽の盛んな地域であった。現在でも町北部の青景の寺家や八代の柏木^{かいらぎ}で伝承されており、かつては嘉万の坂水などにも伝わっていた。『秋芳町史』によれば他にも中辺・半田・殿河内・平佐・御坊などが神楽伝承地として挙がっているが、これらは戦後にはすでに廃絶しており、詳しい内容は知りえない。ただし、そのほとんどが王子舞を含む形式であったらしく、とくに北部の八代地区では、三隅町との境の権現山のふもとにあたる柏木に滝坂から神楽が伝えられ、それが中辺・青景・坂水などに伝わっていったことがほぼ明らかになっている（秋芳町史編集委員会 一九六三、財前 二〇〇二^①）。半田の神楽は岩戸の舞と紹介されており、改訂前の『秋芳町史』ではこれが別府に伝承されたとなっているが、残念ながらこの詳細は不明である。同じく改訂前の町史では、岩永下郷の御食神社にも岩戸の舞があったことが書かれているが、昭和四年頃より途絶とのことであり、これも詳細は不明のままであった。

さて、こうした中で、秋芳町西部、美祢市と境を接する別府流田の壬生神社に伝わる岩戸神楽舞は特殊なものである。王子舞をとまわらない岩戸神楽の系統であることは明らかだが、その中でも顕著な特徴を持っていると言える。別府の岩戸神楽舞は、もとは別府の中でも流田^{ながた}・椛皮^{ひわだ}という二つの集落が壬生神社に奉納する神楽であった。しかし近年は、両集落のみでの奉納が難しくなったため、山口県の無形民俗文化財指定（昭和六一年）を機に別府全体の奉納行事とし、平成五年からは別府小学校に神楽舞クラブができ、子供たちとともに奉納を続けている。この地域の神楽としてはたいへん貴重なことに、別府の岩戸神楽舞はこれまで一度も途絶えることなく伝承されてきているという。

現在の岩戸神楽舞の構成は、保存会作成の冊子『岩戸神楽舞』によると、以下の通りである。

- | | |
|-------------|---------------------------|
| 一 天蓋引き | 八 所ならし |
| 二 天蓋下 | 九 鉦の舞 |
| 三 一番神楽 | 一〇 神和 <small>かんわ</small> |
| 四 二番神楽（もどき） | 一一 弓の舞（合舞） |
| 五 細女 | 一二 両剣 |
| 六 花さんじ | 一三 尉 <small>じい</small> の舞 |
| 七 荒神 | 一四 手力男命 |

平成一四年の奉納は一月九日であったが、演目はほぼこの通りであり、午後七時半に始まり途中で籤引き大会なども入れて午後一時半頃まで、全体が四時間ほどであった。奏楽は太鼓・笛・鉦である。この神楽が他の岩戸神楽と比べても特殊だと考えられる点はいくつかある。まず、衣裳にたいへん特徴があり、素面の舞ではすべて黄色の狩衣を着用している。また、芸態にも特徴があり、とくにはつきりと区別できるのは、他の同系統の舞が二畳ほどの舞床を円を画くように旋回するのに対し、別府岩戸神楽舞では四隅四辺をきちんと踏んで四角く回ること、またその際に一辺を歩む歩数まではつきりと決められていることなどである。この太鼓に合わせて四辺を歩く動作を現地では「道行き」と呼んでいる。また、四辺それぞれから中央に向かって進み出て、鈴を鳴らしながら後退る動作をはつきりと「反閉」と呼んでいることは注目に値する。さらに、最後の「手力男命」で手力男（鬼）が登場する場面では、太鼓・笛・鉦の乱拍子と合わせて、舞床である拝殿の壁を外から叩き鳴らすという演出があり、オコナイの乱声など

に通ずるようにも思われる。このように所々に修験や仏教の影響の垣間見える要素もあるが、全体的には個々の所作の分節がはつきりしており、整然とした、たいへん格式張った印象を受ける。演目のうち、「うずめ」「所ならし」「鉦の舞」「神和」「尉の舞」「手力男命」が着面の舞で、狭義には「うずめ」「尉の舞」「手力男命」が岩戸開きを再現するものであり、「所ならし」「鉦の舞」「神和」はその由来を語り岩戸の場面を導くものである。また、「一番神楽」には他所と同様に着面のもどきが出る。

別府の岩戸神楽舞は現存する岩戸神楽系統の事例の中では最も北に位置し、長門の神楽の中心地ともいえる三隅町・萩市に近い。周辺の神楽の多くは滝坂や木間から直接神楽を伝えたとされるものが多く、別府もその影響圏内にあるのは明らかである。しかし、同時に岩戸神楽舞系統の特徴をはつきり有しながら、他の事例とは顕著に異なる特徴を持つなど、この系統の神楽について考える際に興味深い点は尽きない。

5 美祢市西厚保町大日 岩戸の舞

美祢市の大日岩戸の舞については、平成一四年は奉納されず、実見する機会を得なかつたため、入手した資料によつて概観を記すにとどめる（山口県教育委員会文化課 一九八二、山口県教育委員会文化財保護課 二〇〇〇、美祢市郷土文化研究会 二〇〇一）。西厚保町大日は、美祢市の南西部にあたり、厚狭郡山陽町・下関市・豊浦郡菊川町などに近く、他の神楽伝承地とはやや離れた、長門の神楽の分布のうちでもほぼ外延に当たるところである。岩戸の舞は毎年一月七日に大日の原八幡宮にて奉納されるという。

大日岩戸の舞の現在の演目構成は以下の通りである。^①

番外 天蓋

一 掛歌

- 二 三拝神楽
- 三 神楽の舞
- 四 神の舞
- 五 刀の舞
- 六 灯ともし爺
- 七 床ならし
- 八 姫宮の舞
- 九 神那岐の舞
- 一〇 巫の舞
- 一一 手力男
- 一二 弓の舞（しずめの舞）

その他特記すべきこととしては、現地では由来として、江戸時代中期の凶荒と悪疫流行に際して集落のものが出雲に出かけて教えを授かったものと伝えられており、また、最低三名いれば神楽は演じられるとも言われているという。しかしこれと似た語りはたとえば美祢市伊佐町堀越や美東町の多くの神楽でも聞かれ、由来語りとしては信ずるに足るものではない。むしろ、この地域の神楽の影響関係を考えるのに興味深いものと言える。

6 吉敷郡小郡町岩屋 岩戸の舞

小郡町岩屋の岩戸の舞についても実見する機会を得なかったが、保存会の作成した冊子『手本岩戸神楽』⁹⁾がかなり詳細に芸態や神楽歌・口上を記しており、参考になる。この神楽は小郡町上郷岩屋の熊野神社に毎年一〇月九日に奉納されるものであり、同書によると演目構成は以下の通りである。

- 一 緑の舞
- 二 一番神楽
- 三 二番神楽
- 四 三番神楽

- | | | | |
|----|----------|----|-------------|
| 五 | 四本幣 | 一一 | 素戔鳴尊舞(荒神) |
| 六 | 花三重(櫛の舞) | 一二 | 天児屋根命舞(児屋根) |
| 七 | 弓の舞 | 一三 | 思兼神舞(思兼) |
| 八 | 薙刀の舞 | 一四 | 天鈿女命舞(鈿女) |
| 九 | 四本剣 | 一五 | 手力男神舞(鬼) |
| 一〇 | 太玉命舞(所均) | 一六 | 天照大神舞(姫宮) |

これらのうち、前九番を「御神楽」、後七番を「岩戸神楽」と呼びはつきりと区別している。また番外として最初に天蓋下しがある。このうち「太玉命舞」「天児屋根命舞」「思兼神舞」「手力男神舞」「天照大神舞」が着面の舞である。興味深いのは、「天鈿女命舞」は女兒が化粧をして舞うことになっていることである。保存会の冊子では本来は男子が化粧をして舞子を務めるものであったという。また、「三番神楽」と「太玉命舞」にひょうげ爺と呼ばれるもどきが出るが、これも場合によって三〜四名も出るといふ。また、演目としては「薙刀の舞」が特異なものであり、長門の岩戸神楽では先述の美東町聞並に見られるほかにはまったくないものである。保存会の手本では、この「薙刀の舞」を、周防部の大元神楽にみられるものとしているが、これは現在、佐波郡・防府市を中心とした地域にみられるいわゆる「十二の舞」系統の神楽のことで、確かにこの系統の神楽の多くの事例には薙刀の舞が含まれている。岩戸神楽の分布圏としては最南端であり、周防との境にあたる小郡岩屋の地理的条件を考えて妥当といえるだろう。一方で、この舞は長く村人に「チャンチキ舞」として親しまれたことも書かれているが、この呼び方は萩市や阿武郡といった長門の神楽中心地で神懸りの託言舞を指す呼び方であって(財前 一九九五)、この小郡岩屋の神楽は長門と周防の双方の神楽の影響圏のちょうど交差する位置にあるといふことがいえるだろう。

四 考察

さて、ここまで現在伝承されているものを中心に長門部の岩戸神楽舞の事例について紹介してきたが、その歴史的展開を考察してみたい。すでに述べたとおり、これまで長門の岩戸神楽舞の系統は、美祢郡・大津郡周辺に勢力を持っていたとされる山伏によって伝えられた神楽であり、長門北部の神楽が徐々に石見神楽の影響を取り入れていったのに対し、山伏神楽の原型を比較的よくとどめていると紹介されることが多かった。近年この見解には異議が唱えられており、財前司一などがこれを社人神楽禁止以降に広まったものとする見解をとっている。まず、この問題からはじめるならば、今回の調査では、この系統の神楽が江戸中期以前までさかのぼる歴史を有すると考える根拠は何も見つからなかった。むしろ、様々な状況的な事実から考えて、やはり江戸後期になって当地の神職たちを中心に整理されてきた神楽だと考えるのが妥当であろう。ただし、財前もこの見解を説得的に裏付けるにはいたっていない。今回の調査から明らかになったことから、ある程度これを裏付けることができると思われる。

まず伝播経路を考察するために、各事例ごとの演目構成を比較してみる。これを見て気がつくことは、この系統の神楽が大きく二つのタイプに分かれるということである。それが顕著にあらわれるのは最後の演目であり、「手力男の舞」で終わるものと、「弓の舞」で終わるものがある。手力男で終わる事例は真長田・別府であり、岩屋の事例も岩戸を開いた後に隠れていた天照大神ともどきであるお多福が出る「天照大神舞」があるものの、岩戸開きの場面で終わるという意味では手力男で終わるものと同種と考えることができる。これに対して二道祖・堀越・岩奥・大日では「弓の舞」という岩戸開きの場面と直接関係のない素面舞で終わっている。そして、大日の事例がやや曖昧であるものの、この二つのタイプは他の演目構成の比較からも対照性がうかがえる。たとえば「祝詞」という演目が独立し

ている事例は二道祖・堀越・岩奥の后者のタイプ(仮に「弓の舞型」とする)であるのに対し、「荒神」「所ならし」という演目は真長田・別府・岩屋の前者(「手力男型」とする)にしか見られない¹³⁾。また、櫛を採り物とした舞を、手力男型の事例では「花三十」(真長田)・「花さんじ」(別府)・「花三重」(岩屋)と共通性のある名称で呼んでいる。とくに顕著に共通性が感じられるのが真長田と岩屋の事例であり、この二つのみが持っている特徴としては他にも、鉾の舞を「思兼」と呼ぶこと、燭台を持って岩戸を探る演目を「児屋根」と呼ぶこと、芸態の面でも「弓の舞」が他所では二人舞であるのに対し一人舞であることなどが挙げられる。すでに先行報告のいくつかで、小郡岩屋の岩戸の舞は、真長田あるいは現真長田八幡宮である旧竜尾八幡宮の所在地である徳坂から伝えたといい伝承があることが紹介されている(蔵上 一九九八、山口県教育委員会文化財保護課 二〇〇〇)。地理的にも近く、岩屋の周辺に他の系統のものも含め神楽が伝わっていないこと、古くから小郡街道の街道筋で交流もあつたであろうことを考えても、この伝承は信ずるに足るものと思われる。

また、二道祖・堀越・岩奥の三ヶ所についても、演目構成からみて極めて共通性が高いことがうかがわれる。この三ヶ所については地理的に至近であること、岩奥と二道祖は同じ楠町の宮尾八幡宮の宮司家である河本家が祭祀を掌っていたことなどから考えても共通性が高いのは当然というべきである。二道祖には詳細な由来語りがあることはすでに述べたが、それは信用するに足るものではない。とくにその神楽を伊勢流五調子と称していることは、現在の伝承者たちにも、またこれを伝えたといい宮尾八幡宮の河本宮司家でも、何をもちて伊勢流・五調子と称しているのかは明らかではない。本社である宮尾八幡宮でも神楽を奉納していたとは伝わっておらず、河本宮司家から神楽の一切を伝えられたと考える根拠は乏しいと言わざるを得ないだろう。

昭和三年に書かれた二道祖岩戸神楽舞の県文化財指定の際の申請書には、この神楽の創始は「約二百年前長谷川庄兵衛なる者が当時河本大宮司家(河本現宮司の御先祖)より伊勢から伝えられた岩戸神楽舞の直伝を受け、これを

基本として全じ伊勢式別流の長所も取入れ奉納舞として創始したのがこの五調子岩戸神樂舞である」と書かれている。また申請のための資料には、庄兵衛は「岩成より当部落に養子として来た 実家は断絶」という書付も見られる。現地で聞き取りでも、庄兵衛が岩成の出身であるという話は伝わっている。二道祖の神樂の創始に長谷川庄兵衛という人物が深く関わったのだとしたら、この「全じ伊勢式別流」とは岩奥・堀越の神樂のことであり、この神樂は岩奥の神樂を伝えたものである可能性が高いと言えるだろう。

二道祖・堀越・岩奥の神樂の演目構成上の顕著な特徴として「祝詞」という演目が独立していることが挙げられる。このうち現在まで伝承されているのは二道祖のみであるが、その二道祖では、神樂全体の中でもこの「祝詞」の持つ意味が重視されている。すなわち祝詞を聞くということが、神樂奉納の大きな意味の一つと考えられているのである。そしてこの祝詞の内容を検討することによってさらに個々の事例の関係が明らかになる。そもそも小郡岩屋や秋芳町別府では、こうしたものを祝詞とは呼ばず、ただ口上といっているに過ぎない。その内容は大きく三つのものがあり、それは 神樂のはじめ、すなわち岩戸開きの顛末を語るもの、 国常立命から始まる天神七代地神五代を数え上げるもの、 五つの剣を数え上げるもの、である。岩奥・二道祖にはこのうちの 岩戸の祝詞しかなく、これを唱える演目がそのまま「祝詞」という名称になっている。これに対し、真長田・岩屋・別府には と があり、さらに真長田・岩屋には もある。 を唱える演目は真長田では「おもへ鐘」、岩屋でも「思兼神舞」、別府では「銚の舞」であるが、真長田・岩屋の「思兼」も銚を採り物とした演目であるので、この三者はほぼ同様と考えて良いだろう。ただし、同じく岩戸開きの顛末を述べる内容であっても、岩奥・二道祖の方が「それ神樂の源を尋ね奉るに…」と始まり内容も豊富で長いのに対し、真長田・岩屋・別府では「天照します大神兄弟仲不和となり…」と始まり、その内容も岩奥・二道祖の三分の一ほどのものである。

では真長田・岩屋・別府では祝詞が重視されていないかというところではない。これらの事例では 岩戸開きの

祝詞よりも、の天神七代地神五代を数え上げる祝詞により重きが置かれているのである。の祝詞を唱えるのは、真長田では「所馴」、別府では「所ならし」、岩屋では「太玉命舞」であるが、岩屋の「太玉命舞」は別名「処均」とされているのでやはり同様の性格を持つ演目であると言える。真長田・岩屋・別府ともこの祝詞の方が岩戸開きの祝詞よりも数倍長く、内容としてもこの三者には強く共通性がうかがわれ、「榊葉に上枝下枝してあらば……」の歌で始まり、神代十二代を数え上げた後に「日の本や千歳の松は尽きるとも……」の歌が詠まれる。

このような祝詞についての対照的な特徴を、記録上の寛文六年の神楽に最も近いと思われる滝坂の神楽舞と比較してみる。現在伝承されている滝坂神楽舞では、「所均舞」にの内容を持つ口上が唱えられる。その際舞い手は舞をいったんやめ、左手を顎に当て右手を腰に当てる形で静止して口上を唱える。それに対しての岩戸開きの顛末の語りは「登銚の舞」に現れるが、これは祝詞と言えるような形式ではなく、この演目の舞い手である爺と神主との問答の一部に含まれているに過ぎない。岩屋や別府でこれらを祝詞ではなく口上と呼んでいることも、こうした比較を通して理解できることである。これらのことから考えて、神楽のはじめとして唱えられる岩戸開きの祝詞は、後の時代になって岩戸開きの神話的場面を再現することを目的として神楽が整理される過程で改変を加えられ、最終的に二道祖のように演目として独立し、神楽奉納の目的の一つといえるほど重視されるようになったと考えることができる。したがって二道祖の事例で神楽の創始を宮尾八幡宮の宮司家に結びつけているのも、神職の知識に基づいて祝詞を書き改めたことを指している可能性があると言えるのではないだろうか。

この祝詞の様式の比較は、堀越の事例を加えることによってさらに興味深いものになる。先に演目構成の比較として堀越の事例は、岩奥・二道祖との共通性がきわめて高い「弓の舞型」であると述べた。そして堀越の事例でも「祝詞」は独立した演目であるのだが、その内容は必ずしも岩奥・二道祖と共通のものではないようである。すでに堀越の岩戸の舞は廃絶してしまっており、今回の調査でもその祝詞を記憶している者は見つけられなかったが、その詞章

を記録している報告がある（山口県教育委員会 一九六一）。この報告を見ると、堀越の神楽は真長田・岩屋・別府などの事例と同様に、との内容の二つの祝詞をもに持っており、その特徴もこれらの事例と近いといことがわかるのである。つまり、堀越の事例は演目構成では岩奥・二道祖と同型であるが、祝詞の構成では真長田・岩屋・別府に近く、両者の中間的な形態と考えることができるのである。

これまでの考察によって、岩戸神楽舞の系統を整理してみると、次のようになるだろう。すなわち現存する岩戸神楽舞のうち、真長田・別府など美祿郡内の事例が幹として存在した。ここから堀越に伝わり、さらに至近の岩奥・二道祖に伝わった。また岩屋へは真長田から伝わったという経路である。さらに、財前が『防長風土注進案』に記録されている華尾山大権現宮の寛文六年の神楽について興味深い指摘をしている。当然このときの神楽に参加した者はすべて神職であって、大きな祭礼を執り行うには周辺地域の神職を集めた祭祀連合が組織される必要があった。この記録によれば、このときの神楽の舞方役者付次第には一三人の神職の名前が見えるが、財前はこれらの名前を『防長寺社由来』や『防長風土注進案』と照らして、三隅八幡宮や秋吉八幡宮の宮司家の者と思われる名前と並んで、真名竜尾八幡宮の宮司家である岡崎姓の者と、別府壬生神社の宮司家である田村姓の者を含んでいることを指摘している（財前 一九九六）。この財前の示唆に従うならば、別府の岩戸舞神楽が奉納される壬生神社と、後に真長田八幡宮に統合される旧竜尾八幡宮はかなり古い時期からこの地域の祭祀連合組織において重要な役割を果たしていたと考えることができる。これも、真長田や別府では早くから神楽が奉納されていたと考えられる根拠である。

しかし、早くから神楽が奉納されていたといっても、それが現在と同じような岩戸神楽舞とは考えられない。すでにこれまでの考察で、岩戸神楽舞はかつてこの地域で広く舞われていたであろう滝坂型の神楽、すなわち岩戸開きと王子舞を同時に含み、その他の雑然とした要素を含んだ神楽を、後に唯一神道的に整理したものと考えるべきものであると述べた。従って現在この種の神楽が伝えられている神社でも、かつては王子舞等を含む形態の神楽が演じられ

ていた例が多いはずである。その一つの証となるのが、現在は真長田八幡宮に合祀されている旧長田八幡宮に伝わる面である。すでにこの面については真長田の天磐戸舞の項で触れたが、注目すべきはこの面が「口宣」「五郎」「文選」「姫宮」と名付けられていることである。このうち五郎と文選とは明らかに王子舞に登場する五郎王子と文選（門禪）博士のことであり、姫宮もまた多くの王子舞の例に見られる役であり、滝坂神楽舞の「所務分けの舞」にも現れる。残る一つの口宣については近隣には例がないが、同じ山口県内で周防三作の神楽の寛政四年（一七九二）の記録に、五龍王の登場人物の一として「口宣」という役名が見られる（武井 一九九五 五〇頁）。この記録では文選博士と思われる役名が「文宣」と記されており、おそらくこれと対になる役の名称であったと思われる。今では王子舞を演じることがなく、かつて演じたという記録も伝承もないが、このような面が残っているということは、確かにここで王子舞が演じられていたことを証明しているといえるだろう。

これまで見てきたことから、現在伝承されている岩戸神楽舞がかつては王子舞と岩戸舞をともに含むものであり、後の唯一神道的な整理によって成立したものであるということはある程度明らかになってきたと考える。しかしそのような変容が起こった年代を特定することは困難である。財前は防長両国で吉田神道家が文化二年（一八〇五）に社人神楽を「異風の舞」として禁じたことを紹介している（財前 一九九八）。吉田家の統制についてはたとえば『防長風土注進案』の寛文六年の神楽についても「近き頃より吉田家の沙汰にて猥にすること禁せられしと云」と記されている（山口県文書館 一九六二b 五八頁）。この「近き頃」がいつのことか具体的にはわからないが、『防長風土注進案』は天保一三年（一八四二）着手弘化四年（一八四七）脱稿とされているので、やや年代は下るかとも思われる。また同書の殿敷村東八幡の項には「先年は神事舞等御座候処、追々風俗悪敷、文化年中吉田家より被差止候」とあることが紹介されているが（石塚 一九七九 三四四頁）、これは財前の指摘する文化二年の社人神楽禁止令のことかと思われる。

しかし、この社人神楽禁止の一件をもって岩戸神楽舞の成立のきつかけと想定するのは難しいと思われる。すなわち社人神楽の禁止ということは、これ以後神楽が徐々に一般民衆の手に渡るわけだが、神楽の主導権が民衆に移譲されてからその神道的整理が進むとは考えにくい。むしろ、社人神楽禁止令は吉田家による一連の統制のなかのひとつの現れであつて、すでにこれ以前から神楽の整理は進んでいたものと考えるのが自然ではないか。たとえば、吉田家は天明二年（一七八二）に、寛文五年（一六六五）に公布した「諸社禰宜神主法度」を諸藩を通して再公布し、神職に対する統制を強化している（土岐 一九七九）。この再公布に際しては、神職は神祇の道に則つて神事祭礼を行うことと一条に加えて、神職でない宮座などによつて神事祭礼を行うことを戒めている（萩原 一九六二）。同様の再公布は寛政三年（一七九一）にもあつたとされ、社人神楽禁止令の前に吉田家による神事祭礼の統制が強力に進められたことがうかがわれる。こうした過程で、神楽の中から「神祇の道」にそぐわない要素が排除されていったと考えることが可能だろう。

岩戸神楽舞の事例に戻ると、これらの中で成立の年代がうかがわれる一つが、二道祖の岩戸神楽舞を創始したとされる長谷川庄兵衛という人物についてである。この神楽の奉納される御伊勢山皇大神宮の内宮には四基の灯籠が立っている。これらは庄兵衛が寄進したものであり、その名とともに寛政二年（一七九〇）および寛政二年（一八〇〇）の年号が刻まれている。また文化財指定申請時の資料には、典拠不明ではあるが庄兵衛の没年が文化二年（一八〇五）と記されている。つまり、長谷川庄兵衛が二道祖に岩戸神楽舞を伝えるのに何らかの役割を担つたことを認めるとするならば、その時期は吉田家によつて社人神楽が禁止されるとほぼ同時期かそれ以前ということになる。¹⁸ 筆者は岩戸神楽舞の伝播経路において二道祖は末端に当たると考えており、これより前にすでに整理されたかたちの岩戸神楽舞が存在したと思つてゐる。ただし先述のような吉田家の強力な統制を背景として考えると、この形態の神楽が広まつたのは比較的短期間だったとも推測される。たとえば『防長風土注進案 吉田宰判 山中村』の堀越の西ノ宮八幡宮

の項に「但祭事式之儀八十八日夜地下人岩戸之舞仕」と記されているように(山口県文書館 一九六一b 三〇一頁)、一九世紀も中頃までには岩戸神楽舞も一般民衆の手になるようになっていた。周辺地域でもこの頃には神楽は民衆のものとなり、より娯楽性をもなった木間の神楽などが好まれる下地を作ったであろう。さらに幕末になると萩藩の政治風土もあり幕府とその威を借りた吉田家の指導力は著しく低下したことが想像できる。岩戸神楽舞が面的な伝播の拡がりを持たず、限られた地域のなかに点在する理由は、こうした背景と関係があるように思われる。これまでの考察をまとめると、この系統の神楽は一八世紀の後半に、吉田神道家の神事祭祀統制に沿うようなかたちで、それまでは王子舞等を含む滝坂型の神楽を伝えていた秋芳町別府・美東町長田あたりでその様式を整え、一八世紀末から周辺地域に伝播していったが、一九世紀初頭から神楽の担い手が民衆に移行するにつれて、より娯楽性をもなった神楽に押されて十分な伝播をみなかったものと結論づけることができる。

おわりに

最後に、この岩戸神楽舞の歴史的展開をより敷衍して位置づけてみたい。周知のごとく、中国地方の里神楽においては、文化文政期以後、おもに国学の台頭を背景に、この新思想を受けた地方神職たちが神楽の改革を行っていた。たとえば備中成羽の出身である西林国橋によって創作され、現地の荒神神楽に取り入れられた「岩戸開き」「国譲り」「大蛇退治」のいわゆる神能三曲であるとか、明治初頭における石見神楽の八調子神楽の創作といったものが代表的である。石塚は石見においても明治に入る以前から徐々に神楽から両部神道的な要素が消え、記紀神話に取材した演目が主流を占めるようになっていたことを紹介している(石塚 一九七九)。こうした神楽改革の影響は明治になって長門にも主に石見方面から押し寄せたことはすでに述べたが、その影響が及ぶよりほんの少し早く行われたと考え

られる岩戸神楽舞の小さな改革は、結果としてはいくつかの比較的地味な神楽の種を限られた地域に残しただけであった。これは、国学の台頭や明治維新という背景が、一般の人々の生活様式や思想をも動かす、いわば社会的な出来事であったのに対し、吉田家の神事祭祀統制はあくまで神社と神職たちの内部に限られた、組織管理の一環にすぎなかったということに尽きると思われる。国学台頭から始まる神楽改革の主導者たちには、単に神楽の改変を目的にしたのではなく、それによって民衆に新たな思想を伝え、啓蒙していこうという意志があった。だからこそ、大いに創造性を発揮することができただろうし、人々も喜んでそれを受け入れた。一方、吉田神道家の統制にはそうした性格はなく、ゆえに創造性を発揮する必要もなかったのだろう。

しかし、だからこそこれらの神楽が現在まで伝承されていることの意味は大きい。石塚は中国地方全体を考慮に入れて「吉田神道の受容ということは、この地方の里神楽にとって、そう大きな力となるものではなかったと思われるが、それでも一つの圧力となるものではあった」と述べているが〔石塚 一九七九 三四三頁〕、長門の岩戸神楽舞はまさにその希有な実例であり、近世後期の複雑な社会変化のなかで民俗芸能の上演目的と内容がどのような変遷をたどったかを垣間見せてくれるのである。残念ながらこれらの神楽は、現代の社会情勢下でその伝承が難しくなっており、ほとんどの事例で伝統的な規範をゆるめて伝承者を募らなければ奉納することができないまでになっている。本稿が少しでもその価値の認識に役立ち、今後の伝承の助けとなることを願っている。^⑨

注

- (1) ただし同論文で財前は、記録上の花尾山を美祢市於福町と美祢郡秋芳町の境界の北に位置する花尾山としているが、『防長風土注進案』では大権現宮は「中村にあり」と明記されており、実際は現在の三隅町中村の権現山にある熊野大権現宮のことであると思われる。最近財前の執筆した報告書〔財前 二〇〇二〕では訂正されている。

- (2) この寛文六年華尾山大権現宮の神楽と滝坂神楽舞の演目の比較については、財前が考察している（「財前 二〇〇二—一〇—一二頁」）。
- (3) 恵比寿舞と呼ばれる演目は、神話との内容的な関連性を強くうかがわせるものから、完全な滑稽問答に終始するものまであるようにである。
- (4) 阿武郡における石見神楽の流入過程を知ることのできる報告として、大田・蔵上・財前（一九九八）がある。
- (5) 二道祖岩戸神楽舞は昭和三年に山口県の無形民俗文化財に指定されている。この際、指定申請のために集められた資料を楠町教育委員会のご厚意により拝見することができた。これらは主に、復興・指定に尽力した二道祖出身の堀山久夫氏の調査によるものであり、堀山氏の個人的な書き付けと思われるものを多く含んでいる。成文化されているものが少ないため正式な引用をつけることができなかつたが、本稿における二道祖岩戸神楽舞についての情報には、この資料を出典とするものが多く含まれることをあらかじめお断りしておく。
- (6) 現在では舞い手になる資格といえるものは、二道祖の住民であるということだけで、かつてのような各家による相伝という決まりはない。しかし保存顕彰会のメンバーはすべて由来語りに出てくる七つの姓のいずれかに属している。なお、現保存顕彰会長の長谷川宗夫氏は、長谷川姓ではあるものの、岩戸神楽舞の創始者といわれる庄兵衛とは親族関係にはないと語っておられた。
- (7) 現在の岩奥という地名は、岩成・奥屋敷といふたつの地名を合わせてつけられたものである。『防長風土注進案 舟木宰判 萬倉村・今富村』には堀越の村内小名として両方の名前が見える（山口県文書館 一九六一—a 八〇頁）。ちなみに、西ノ宮八幡宮のある地区は『防長風土注進案』が編まれた時代には吉田宰判の山中村に含まれていた。
- (8) なお、これ以外に楠町の宮尾八幡宮に、戦後に記された岩奥の神楽の記録がある。そこには次のように書かれている
 岩成と奥屋敷 西部落閑係
 毎年九月廿六日廿七日御祭祀御神幸流鎗馬等勤行候也
 廿六日前夜祭「岩戸の舞」奉納 この創始年月日未詳 古くより伝承し継ぐもので其夜は近郷の青年男女も参詣して賑ふ
 但し太東亜戦争起るや国内の青年壮年次々と召集出征物資紙類等乏しく其頃より年により中止した年もあり長き戦争のため遂に毎年のこの神楽も中絶の形象

然し昭和廿一年終戦後出征帰郷除隊の謝恩の為渋谷定二氏發起し一ヶ年再興した 尚人員物資も意に不任次年より亦中止
 岩戸の舞 神楽歌 祝詞(ソット) 等古くより伝はるまゝを石村明記して神職に伝ふ其文面のまゝを此の年表広矛神社
 の部に記録してある

そして広矛神社の部に岩奥の神楽の次第が記されているが、それによると

「一番」「二番 天邪鬼」「三番」「三宝の舞(天蓋)」「鉾の舞」「神の舞(柴)」「剣の舞(將軍)」「祝詞」「岩戸の舞(岩戸
 さぐり)」「姫の舞(天宇受女)」「鬼の舞(手力男)」「弓の舞」

となっている。ただしこれは現行の二道祖岩戸神楽舞の次第とまったく同じである。この次第の部分は後から書き加えられた
 様子があり、信用度が低いと判断しここでは採用しなかった。神楽歌・祝詞については資料に掲載したが、「この記録も」「古老
 ノ聞伝へ記憶をツノリ報告書ニ依リテ書キ遺シテ置ク処」(傍点筆者)と記されており途絶以前の詞章にとれほど忠実であるか
 はわからない。

(9) 平成一四年の奉納では、(財)伝統文化活性化国民協会の支援金を得て、旧面を模して新たに製作した面が使用された。旧面
 は美東町教育委員会によって管理されるという。なお、旧面については後藤淑の報告があり、能面をそのまま神楽に転用した
 らしいこと、これらを宝永年間のものと考えるのが妥当であることが述べられている(後藤 一九九五 六七―六七三頁)。

(10) このうち青景の岩戸王子の舞については若干の話を聞くことができた。青景の神楽もやはり戦中に一度途絶しており、昭和
 四七年に復興した。途絶以前の記憶では柏木と青景の芸態はほぼ同様だったというが、復興の際に萩市三見から舞を習ったた
 めに、現在では異なるところが多いという。青景の神楽については山口県教育委員会文化財保護課(二〇〇〇)参照。

(11) ここに記したものは美祢市郷土文化研究会(二〇〇二)によるが、山口県教育委員会文化財保護課(二〇〇〇)によると、
 「天蓋」「三拝神楽」「神楽の舞」「神の舞」「灯ともし爺」「刀の舞」「床ならし」「カンナギ」「巫の舞」「手力男」「弓の舞」
 となっている。

(12) このほかに山口県教育委員会文化財保護課(二〇〇〇)にも演目構成や芸態の報告がある。

(13) 大日には「床ならし」という演目があるが、他の事例の「所ならし」が着面であるのに対し、大日では素面であるといった
 違いがある。ただしどちらも長い口上(祝詞)を唱えることが中心の演目であり、共通性も感じられる。

(14) ただし、『防長寺社由来 舟木宰判』の宮尾八幡宮の項には、寛保元年(一七四一)の報告として「祭礼は九月十四日、神事

は神楽（流馬）流馬等相動候」との記載がある（山口県文書館 一九八三 三二七頁）。『防長風土注進案 舟木宰判 萬倉村・今富村』の宮尾八幡宮の項には神楽についての記載はない。

(15) 別府ではこれが「八雲たつ…」の歌になっている。ただし滝坂神楽舞でもこの内容の口上に合わせて詠まれるのはこの歌であるので、どちらが変化した形か判断するのは難しい。

(16) 報告では天神七代地神五代を数上げる肝心の部分が略されているが、前後の内容、および最後が「日の本の…」の歌で締められていることから考えて真長田・岩屋・別府の「所ならし」で唱えられる祝詞と共通のものであることは明らかである。ただし、演目上は堀越には独立した「祝詞」があるのみで「所ならし」に当たるものがない。この二種類の祝詞が両方も「祝詞」一番の中で唱えられたものか、別の演目に当てられていたものかはわからない。

(17) 筆者自身ではこれらに加えて、古屋姓が三隅八幡宮だけでなく美祢市伊佐町の広籬八幡宮の宮司家の姓であることに注目しておきたい。たとえば寛文六年の記録にある古屋主計とは『防長寺社由来 吉田宰判 伊佐村』の広籬八幡宮由来書の中に元禄二年（一六八九）裁許状を得た者としてその名が記されている（山口県文書館 一九八三）。広籬八幡宮の古屋家は堀越の岩戸の舞が奉納される西ノ宮八幡宮の祭司であり、この推察が正しければ、堀越と真長田・別府との関係が神楽奉納の祭祀連合組織を介して存在した可能性があると考えられるのである。

(18) 宮尾八幡宮家では、典拠不明ながら庄兵衛に神楽を伝えたのが明和年間（一七六四―一七七二）であると伝えているという。

(19) なお、本稿では美祢市西厚保町大日の岩戸の舞については情報不足で考察のなかに位置づけることができなかった。また、とくに別府岩戸神楽舞については、他の事例と比較して芸能に顕著な特徴があり、岩戸神楽舞として成立した後にもさらに大きな変化があつた可能性があるように思われる。これらの問題については今後の課題としたい。

参考文献

- 石塚尊俊 一九七九 『西日本諸神楽の研究』 慶友社
- 大田剛志・蔵上幸子・財前司一 一九九八 「山口県長門地方に於ける石州神楽の系譜」『温故知新』二五 美東町文化研究会
- 蔵上幸子 一九九八 「美東町内の神楽舞調査」『温故知新』二五 美東町文化研究会
- 国史大事典編集委員会（編） 一九八六 『国史大事典 第七巻』 吉川弘文館

- 後藤淑 一九九五 『民間仮面史の基礎的研究 日本芸能史と関連して』 錦正社
- 財前司一 一九九五 『山口県阿武郡の厄神舞について』 『民俗芸能研究』 二二 民俗芸能学会
- 財前司一 一九九六 『寛文六年花尾山上で奉納された神楽』 『地域文化研究』 一一 梅光女学院大学
- 財前司一 一九九八 『山口県長門地方の特殊な神楽』 『地域文化研究』 一三 梅光女学院大学
- 財前司一 二〇〇二 『三隅町の神楽舞』 『三隅町教育委員会』
- 秋芳町史編集委員会(編) 一九六三 『秋芳町史』 秋芳町
- 武井正弘 一九九五 『三作神楽 式次第を通して』 『周防の三作神楽』 山口県新南陽市教育委員会
- 土屋貞夫 一九七九 『美祢市の神社の由来を尋ねて 豊田前町・伊佐町奥万倉』 『みねぶんか』 一〇 美祢市郷土文化研究会
- 土岐昌訓 一九七九 『白川・吉田の神職支配 近世に於ける武威・相模の両国を中心に』 『國學院雑誌』 八〇 三 國學院大
学
- 萩原龍夫 一九六二 『中性祭祀組織の研究』 吉川弘文館
- 長谷川卒助 一九六七 『船木郷土史話』 楠町教育委員会
- 御園生翁甫 一九七二 『防長神楽の研究』 未来社
- 美東町教育委員会(編) 一九七四 『美東町史』 美東町
- 美祢市郷土文化研究会 二〇〇一 『美祢市の文化財』 美祢市教育委員会
- 山口県教育委員会(編) 一九六二 『山口県文化財概要 第五集』 山口県教育委員会
- 山口県教育委員会文化課(編) 一九八二 『山口県の民俗芸能』 山口県教育委員会
- 山口県教育委員会文化財保護課(編) 二〇〇〇 『山口県の民俗芸能 山口県民俗芸能緊急調査報告書』 山口県教育委員
会
- 山口県文書館(編) 一九六一 a 『防長風土注進案 第一五巻 舟木宰判』 山口県立山口図書館
- 山口県文書館(編) 一九六一 b 『防長風土注進案 第一六巻 吉田宰判』 山口県立山口図書館
- 山口県文書館(編) 一九六二 a 『防長風土注進案 第一七巻 美禰宰判』 山口県立山口図書館
- 山口県文書館(編) 一九六二 b 『防長風土注進案 第一九巻 前大津宰判』 山口県立山口図書館

山口県文書館（編） 一九八三 『防長寺社由来 第四巻』 山口県文書館
吉永保義 一九八六 「真長田八幡宮記」 『温故知新』 一三 美東町文化研究会

謝辞

本稿執筆のための調査にあたっては、楠町教育委員会、秋芳町教育委員会、美東町真長田公民館、三隅町教育委員会および、二道祖岩戸神楽舞保存顕彰会、別府岩戸神楽舞保存会、真長田天磐戸舞神楽保存会、滝坂神楽舞保存会ほか多くの地元の方々の協力をいただきました。ここに記してお礼申し上げます。

資料 長門岩戸神楽舞 神楽歌・祝詞

1 厚狭郡楠木町奥万倉二道祖 岩戸神楽舞

二道祖岩戸神楽舞 山口県無形文化財指定申請時資料より

くもらぬ程に晴々とせよ
 三、かたときも 澄の心忘るなよ
 きたなきこゝろ去りてむかえよ

三番神楽

岩戸神楽舞掛歌
神楽舞

一番神楽

一、御神楽の鈴の音より舞い舞いて

萬代までの氏ぞまもらん

二、参りては密の御戸を押開き

申す願を見てぞこらせよ

三、空晴れてあな面白や楽しやな

萬代までもさやけやよおけ

二番神楽

一、御神楽の鈴の音こそ書きずして

我が住む國の道は変らじ

二、榊葉にこゝろをかけてうちはらい

一、御神楽の鈴の音こそ書きせねば

我が住む國に悪魔ぞ去らん

二、鏡こそ直なるものゝ器なり

くもらばすぐにとぎたてゝみよ

三、天津神國津社とへだつれど

我が住む國に道は変らじ

三寶舞

(地) いやゝ 天下ります

天が下をばやしろしめす

ちとせの松をはやつきるとも

我が住む國の道は変らじ

一、八千駒は雲霧はらい地に降りて

盤の上にももの種となる

二、澄むは雨濁るは土にかたまりて

我が住む國となるぞうれしき

三、月と日とふたつ行交うことなれば

身にもげがれの雲霧はなし

四、みかの原天の安河神酒ならへ

ひらかに供えまつる大神

五、八束穂をつかしく供つかしわ手を

神もきゝませうずの大神食

六、天地とわけてみ柱建たせつゝ

つきぬ御代こそめでたかりけれ

大神の神勅

顔には四海の波をたゝえ

姿を見れば狸々の如く

眼を見れば八岐の大蛇にも勝れり

岩戸舞祝詞

掛麻久も綾に畏き、是の大神の御前に畏みくも申す

夫れ神楽の源を尋ね奉るに たまちおう神の御代に速素戔嗚尊

みしわざ味け無く天照女大神痛くみかしこみまして天の岩戸を閉めて差籠りましき。即ち天か下常闇のゆきて 夜晝の別い目もなかりき。是に於て八百萬の神天の安河原に集い神計りに計り思兼の神思わしめて長代の長啼鳥を集いて啼かしめ天津児屋根尊(命)天玉尊(命)天香久山五百津真神を根こじにこじて上津枝には五百津みすまるの玉を取掛け津津枝には八咫鏡を取付け下津枝には白にぎて青にぎてを取りしめて相伴に願ぎ申す 天多力男尊(命)を御戸の脇に立たしめ天宇津女尊(命)をわざをぎして神掛りま

す。彼火神聞召して宣給わく 我岩屋に籠りますにより天か下自ら暗く芦原の中津國皆暗けんと思うに八百萬の神かく選り遊ぶと宣給いて御手づから御戸を開き見そなわします時に天多力男尊其の御手をとり引出しまつり給えば天の下自ら照明りきあな面白や、あな楽し、あなさやけおけ。

然るに御当社大御祭に付こゝに謹みて岩戸の舞を奏し奉る。第一天が下は穩に天津日嗣の御位は天土のひた長に。殊にこれの村内御氏は家内安全生の子八十続きに栄えしめ。尚また今晚参り集える老も若きも常に疾しき煩わしきことなく 分けては牛馬の蹄に至るまで守り恵み幸わい給い、悪き諸々の禍をば千里が外へ御除き給いて身をも豊に、雨風は時に従い五つのたな

つものはよくよく美のらしめ給えと畏み畏み舞納めて候。

万代までも氏や守らん

三、祝詞

2 美祢市伊佐町堀越 磐戸舞

山口県教育委員会(編) 一九六二 山口県文化財概要 第

五集 山口県教育委員会 四二頁より

一、神降し

東方に御名式その柏手を神よ聞きませ、珍の御酒

西方に概かの原、天の短滝幹並び平かに直す祭る御食

南方に(以下東方の詞に同じ)

北方に(以下西方の詞に同じ)

二、神楽

参りては御角の御戸を押開き

申す願ひ見て新ら見よ、

鏡みこそ直なるもの器なり

雲らば直ぐに研ぎ立てて見よ

御神楽の鈴の音こそつなぎせねど

かけまくもかしこきうぶすなやはたのおおかみの宇土の御前に

謹み敬ひ畏み申さく……以下中略……人皇の最初倭山厳令彦命

神武天皇陛下より今上天皇陛下に至るまで一百二十有余代当昭

和三十年まで年数紀元二千六百二十年となる厳尊き神国也

然るにこんばん御当社御大祭によつて磐戸舞を奏し奉る殊に風

雨時をもつて時穀を催し御朝廷御武運長久御家運永久寿命永長

諸願成就尚又今晚御参詣の面々悪事災難をば千里が外へ相除か

せ給ひ重ねて氏子中老若男女牛馬の蹄に至るまで無病息災家内

安全の御祈禱を敬わつて申左久。

(謡)「日の本の千歳の松は尽きるとも

我住む国の道は尽きせじ」

祝詞

天照皇大神様御兄弟の仲不和となり天の磐戸に入り給う夜昼の

根気も相分ならず青山も枯山となり五穀のみのりもなし、それ

に依つて八百万神の大御神様は天の磐戸の許にて自ら舞ひ任ず

天の真櫛を根越しにして上の枝には八咫の鏡を掛け置き給う中
 つ枝には叢雲の剣美須丸の匂玉を掛け置給い下つ枝に青白の御
 幣を切り立て玉うその後太刀王の命様大御神の御手をととりて引
 出し奉り給えば天の下自ら照り明り万物皆初めて
 (謡)「変らぬ御代こそめでたけれ」

3 美祢市伊佐町岩奥 岩戸の舞

楠町宮尾八幡宮の記録(昭和二十五年頃、奥屋敷石村明氏書伝写)

より

壹番神楽

- 一、御神楽の鈴の音よりまわさりて
 萬代までも氏や守らん
 - 二、参りては三つのおん戸を押開き
 申す願を見てさらみせや
 - 三、空晴れてあの面白や楽しきな
 我が住む国となるぞ嬉しき
- (万代までもあなざやけおけ)

貳番

- 一、御神楽の鈴の音こそつきせねど
 我が住む国となるぞ嬉しき
- 二、かた時もますみの心を忘れなよ
 きたなき心ざりて向へよ
- 三、榊葉にゆつしでつけて打はらい
 身にも穢の霧雲もなし

参番

- 一、御神楽の鈴の音よりまはざりて
 我が住む国と豊かなりけり
 - 二、鏡こそすぐなるものゝ器なり
 曇らはすぐにとき立てゝみよ
 - 三、天津神国つ社をへだゝりて
 我が住む国となるぞ嬉しき
- (誠を受くる道は変らじ)

みどりの掛歌

ヤー 天降ります、天々下おばヤーしろしめす 千歳のまつは

ヤーつきぬとも 我が住む国の道は変らじ

オン、一、やちくまは雲きりはらひ地におりて

ばんの上でも物だねとなる

メン、一、月と日と二人つれ間の行ならへ

にこらぬほどを晴れあるとせや

オン、二、八束穂をみかしぎそのふかしはでを

神も聞きませうづのおみき

メン、二、みかの原天のたんだきみき並む

平瓦に供へまつるおみき

オン、三、すむはあめにこるは土にかたまりて

我が住む国となるぞ嬉しき

メン、三、あめつちとわけて御柱たせつゝ

つきぬ御代こそ目出たかりけれ

祝詞の舞

そもく謹請再拜再拜掛巻も畏き御當社廣前に恐み恐みも白

す、それ神楽の源を尋ね奉るに、靈幸ふ神の御代に素盞鳴の尊

の、みしわざ、あじきなく、天照大神の、見かしこみ坐々して

天の岩戸をたてゝさしこもり坐ましき。即ち國の内常闇のゆき

夜晝のわけも相わからじき。八百萬神、天の安河原に集ひ給ひ、

思兼ノ神に思はしめて、常世の長鳴鳥を集ひて鳴かしめ、天津

兒屋根ノ命、太玉ノ命、天の香具山の真櫛を根こじにして、上

つ枝には八咫の鏡を取りかけ、中つ枝には五百箇御統の玉を取

かけ、下つ枝には白幣青幣を取しで、相共にねぎ白す。天手

力男の神を御戸のわきに立たし、天ノ細女命、あやにわざをぎ

し、神がより坐す。こしに日の神聞召し、のたまはく、あれ岩

屋にこもり坐すに依りて天が下自ら暗く、葦原の天津國、皆暗

けんと思ふに、八百萬の神かくえらぎ遊ぶとのり給ひ、みてつ

から天の岩戸を開き見そなはず時に、手力男神御手を取りて引

出し奉り給へば、天の下自ら照り明りき。あーれ、あーな面白

あーなたのし、あーれ、あーなさやけ、おけく。

然るに今晚御當社御大祭につき、岩戸の舞を奏し奉る。第一、

一天静謐、四海泰平、國家安全、御上御武運長久、息災延命よ、

村中氏子中、家内安全、子孫繁盛よ、尚亦今晚參詣の面々に至

る迄火難水難無病息災延命の御祈禱敬て白す、別して牛馬繁榮

風雨順々類火類病患事災難をば千里が外へ相除け給ふ。御代も

豊かに五穀成就と舞ひ納めて候。

姫宮ひめみや

顔かほには四海しかいの波なみがたたへ、姿すがたを見ればしんごう狸ねこ々の如ごとく
八岐やまたの大蛇おろちにもまされり 眼まなこを見れば

月と日の二人つれまのあけならば

にこらぬほどにわれ明らかになせよ。

八束穂のみかしきそのふかしわ手を

神はききます宇豆の御神酒。

天地と分けて三柱立たせつつ

神の御世こそ目出度かりけり。

澄むは天濁るは地とかたまりて

にこらぬ程にわれ明らかになすむ。

4 美祢郡美東町真長田 天磐戸舞

美東町真長田『天磐戸舞』より

天蓋懸歌

ヤア天下りまします天が下をばヤアしろしめす

幾萬歳の末までも変らぬ御世こそ目出度かりけり。

日本の本や千歳の松はつきるとも

わが住む国の道はつきせん。

一番神楽の歌

御神楽の鈴の音より舞されて

萬代までも氏や守らむ。

詣りては三ツの御戸をば押しひらき

申す願は満でさらさら。

雨晴れてあなおもしろや楽しけれ

萬代までもさやけおけおけ。

美登利懸歌

やちくまも雲霧はらい地におりて

ばんの上にも物種となる。

みかの原天のたんさけ道ならば

ひらかにそなえまつる御神酒。

二番神楽の歌

御神楽の鈴の音より舞されて

わが住む国は豊かなりけり。

片時もますみの心忘るるな

濁らはすくに磨きたててみよ。

神葉にしていをつけて打ち被い

身には穢の霧雲もなし。

三番幣の舞の歌

やちくまは峯の雲霧打ちはらい

胸の境を被ふやちくま。

ゆだてする社内の山を見渡せば

高天が原はうけにまします。

心だに誠の道に叶いなば

祈らぬとも神や守らん。

四番四ツ太刀の歌

ヤア劔立ツめぬぎの太刀のヤア鞘はつし

八幡の馬場をのり降る。

祝詞

第一第二代三第四第五とて日本には劔は五ツにておわします、

第一に天叢雲の劔第二に登津加の劔第三に蕎麦屋の劔第四に草
 薙の劔第五に賢度の劔と申し奉るは抑々第一の御劔と申し奉る
 は東方よりビヨウドウ承知にておわします今尾張の国熱田大
 明神に納め奉る、抑々第二の御劔と申し奉るは南方よりビヨウ
 ドウ承知にておわします今紀の国絵島日の岩屋に納め奉る、
 抑々第三の御劔と申し奉るは西方よりビヨウドウ承知にておわ
 します今出雲の国大社に納め奉る、抑々第四の御劔と申し奉
 るは北方よりビヨウドウ承知にておわします今下野の国日光
 山に納め奉る、故に第五の御劔と申し奉るは中方よりビヨウド
 ウ承知にておわします今大和国かこの宮風呂の社に納め奉
 る。

八番おもへ鐘の祝詞

天照します皇大神兄弟仲不和となり岩戸をさして籠居し給
 ふ国の中常闇となり青山も枯山となり五ツの種物をも栄えずこ
 れによつて天の賢木を根こしにし上枝には天のみすまるの玉を
 かけ中枝には八咫の鏡をかけ下枝には青弊白弊をかけちくらの
 おきくらにおきたらわして八百萬の神を集めまつりことを奏し
 其の御手力王の神をもって天の岩戸を押しひらくべくしかるべ

よう候。

九番所馴の歌

「うけたままつて候」

神葉に上枝下枝のヤアしてあらば

天地分けて神はまします。

祝詞

それわが朝の事の起りをくわしくたすね奉るに古天地未だ別れず陰陽も別れざる時に群れたる鳥の子の如し、くぐもりてきざしを含みそれすみやかなるものがたな引きて天となる重く濁るものが積りて地となるしかるに神はその中にまします、彼又いわく天地開くるの始め国後に浮かれ漂えるが如し、例えば水の上に魚の浮れ遊ぶが如し時に天地の中に一つの物形あしがいの如し、則ち神となる、まず国常立の命と申し奉る是則ち神代の上の七代の始めの大神なり、第二国佐樞の命第三豊斟淳の命すべて三柱の大神ましまして天の道をひとりなせり故に男の子に限りをなせり第四に宇比地邇の命須比地邇の命第五に大戸道の命大戸辺の命第六に面足の命惶根の命第七に伊耶那岐の命伊耶那美の命は天の浮橋の上に立ち給いて天の沼矛をさし下し

かきさぐり其の矛先よりしたたりたる塩こりかたまりて一つの島となる是を名付けておのころ島と申すなり。この島に二柱の大神天下りましまして天の下の君たる者をつまんやとみとのまぐはひをなせり是則ち神代の下の五代の始めの大神なり第一に天照大御神、第二正勝吾勝々速日天の忍穗耳命第三に天彦穗邇々芸命第四に彦穗々手見命第五に天彦波限建鷓草葺不合命以上神代も十二代を過ぎまして人皇の初めかん日本伊波礼彦命より今上天皇に至るまで百代萬代めでたく連綿としてましますしかればこの度当社八幡宮御神前に於て岩戸舞施行し奉る上は天下泰平國家安全ご武運長久総て当村氏子中老若男女延命息災五穀成就牛馬の蹄に至るまで安穩氣樂のご祈祷なり

歌 日の本や千歳の松はつきるとも

わが住む国の道はつきせん

十番児屋根の祝詞

高天の原に神留りますすめらがむつかむろぎかむろみの命を以て筑紫の日向の橋の小戸のあわぎ原にみそぎ被ひ給し時にあれませる被戸の大神等諸のまが事罪穢のあらむをば被い給い清め給へと申す事の由を諸神等諸共に聞し召せと申す。

被い給へ清め給へカンコンシンメンリコンダケン（五回）

月と日と ふたりたえまつや つれなれば

高天原は ここにまします ここにまします

5 美祢郡秋芳町別府 岩戸神楽舞

壬生神社神楽舞保存会『岩戸神楽舞』より

所ならし 口上

天蓋下 神楽歌

榊葉の うわとしたえに してあれば

天地分けて 神ぞまします 神ぞまします

つうほうに やつかほう み床しきそつうの

拍手を 神は聞きませ づずのおうみき づずのおうみき

一番神楽 神楽歌

とつほうに みかのはら 天のたんざき みつなれば

ひらかに やおりまつる づずのおおきみ づずのおおきみ

二番神楽 神楽歌

御神楽の 鈴の音よにや 夢さめて

よびす世までも 神ぞまします 神ぞまします

榊葉の うわとしたえに してあれば 天地分けて神ぞまします
す いにしえ いまだ天地わからざる時 ふくもりて きざし
をふくめり それすみあきらかなるものは雨となれり 重くに
こるものは 土となる 詳しくは たいなるが あいなる。

第一代には国常立尊、第二代には国狭槌尊、第三代には豊斟淳尊、第四代には泥土煮尊・沙土煮尊、第五代には大戸之道尊・大戸間辺尊、第六代には面垂尊・惶根尊、第七代には伊弉諾尊・伊弉なみ尊、之より天の浮橋の上に立たせ給う。天の登銚をたれたもうに 銚の先より したたる しお こりかたまい
て 一つの鳥となる これを名づけて おのこる鳥と申し奉る
竜神しおひる玉 満ちる玉を奉り 竜神の娘 豊玉姫を妻とし
て うがや ふきあえずの尊を もうけ給う 之より 地神
五代にうつらせ 給う

第一代には、天照皇大神宮、第二代には天忍穗耳尊、第三代には杵尊、第四代には彦火火出見尊、第五代には彦波武草尊

不合尊あはすのかみ 天神七代、地神五代、以上神の代二二代過ぎまして
 之より人皇にうつらせ給う。

「八雲たつ 出雲八重垣 つまごめに

八重垣つくる その八重垣を」

銚の舞 口上

天照皇大神あまてらすのおおみかみ いろねいろおとの おんなか不和にして 岩
 戸をさして りようぎよし給う 彼国のうち 常暗となり 夜
 昼の相変るわけもなし ここにおいて 天の香具山の 伊保津
 まさかずらをねこぎとし 上枝には 八咫鏡をかけ 中枝には
 天のみすまろを下げ 下枝には青幣 白幣を下げ 千蔵置座に
 おきたらわし 八百万の神を集め 神楽を奏し しこうして後
 手力男命をもつて天の岩戸を押し開き給う、然るびようそつろ
 う

6 吉城郡小郡下郷岩屋 岩戸の舞

熊野神社岩戸の舞保存会『手本岩戸神楽』より

天蓋下し

一 天降りまします天が下をばや、しろしめす幾万世の末まで

も、変らぬ御代こそめでたかりけり。

二 日の本や千歳の松は尽きるとも、わが住む国の道は尽きせ
 ず。

緑の舞

一 やちくまは、雲切り払い地に降りて、

盤の上でも物実となる。

二 みかの原、天のたんだけ道ならば、

ひらかに供う祀る御神酒。

三 月と日と、二人連れまの行きならば、

濁らぬほどはわが明らかに住む。

四 八束穂の、みかしき供う拍手を、

神は聞きますつずの御神酒。

五 天地と、分けて三柱立たせつづ、

神の御世こそめでたかりけり。

六 澄むは天、濁るは地と固りて、

濁らぬほどはわがあるとせよ。

一番神楽

一 御神楽の鈴の音より舞わされて、
万代までも氏家守らん。

二番神楽

一 御神楽の鈴の音より舞わされて、
わが住む国は豊かなりけり。

二 榊葉に祀檄をつけて打ち払い、
身にはげがれのきり雲もなし。

三番神楽

一 天晴れてあな面白や歌茂り、
万世までもさやけおけおけ。

二 参りてはみつめ御戸をば押し開き、
申す願いはみてさらみてせよ。

三 片時も真澄の心を忘るなよ、
濁らばすぐに研ぎたててみよ。

四本剣 口上

一 やあ剣、太刀めぬきの太刀のやあ。

鞘はぎて八幡の馬場を乗り下る。

二 第一第二第三第四第五とて、日本には剣は五つにておわします。第一に天叢雲の剣、第二にとつかの剣、第三にそはの剣、第四に草薙の剣、第五にけんどの御剣と申し奉るは、そもそも第一の御剣と申し奉るは、東方よりみようどう承知にておわします。今これへ。尾張の国熱田大明神に納め奉る。そもそも第二の御剣と申し奉るは、南方よりみようどう承知にておわします。今これへ。紀伊の国えちまみの岩屋に納め奉る。

そもそも第三の御剣と申し奉るは、西方よりみようどう承知にておわします。今これへ。出雲の国大社に納め奉る。そもそも第四の御剣と申し奉るは、北方よりみようどう承知にておわします。今これへ。下野の国日光山に納め奉る。そもそも第五の御剣と申し奉るは、中央よりみようどう承知にておわします。今これへ。大和の国籬の宮ふるの社に納め奉る。

太玉命舞（処均） 口上

榊葉に上と下にああしてあらばや、天地分けて神はまします。それがわが朝のことの起りを詳しくたずね奉るに、いにしえ天地いまだ分らず。世を分れざるとき、まろがれざること鳥の子の

ごとし。くぐもりてきざしを含めり。それすみあきらかなるものがたなびきて、天となり。重く濁るるものがたえて地となる。てあしきたえなるがある、あおぎ安し。重く濁るるものが、こり固り難し。かれあめまずなつて地の地に定まる。しこつして神その中にあります。

彼いわく天地開くるの始め、国土の上に浮かれ漂えること。例えば遊ぶ魚の、水の上に浮きけるがごとし。ときに天地の中に一つのものが成せり。形あしがえのごとし。此れすなわち神となり、国常立尊と申すなり。此れすなわち神代のかみの七世の始めの御神なり。第二に国狭槌尊、第三に豊斟淳尊。すべて三柱の神ます天の道を一人成せり。此のゆえに、このおのこの限りを成せり。

第四に泥土煮尊・沙土煮尊。第五に大声道尊・大谷辺尊。第六に面足尊・惶根尊。第七に伊弉册尊・伊弉冉尊。この二柱の神、天の浮橋の上に立ち給いて、天の沼矛を持って差し下し、かきさぐり。しかばここに青海原を得、その矛より、したたる塩こりかたまりて一つの島となり。これを名付けておのこる島と申すなり。

此の二柱の神、かの島に天下りまして、天の下の君たるものを産まんと、みとのまくばいを成せり。此れすなわち神代

のかみの五世の始めの御神なり。第一に天照皇大神宮。第二に正哉吾勝々速日天忍穗耳命。第三に天彦穗瓊々杵命。第四に彦火々出見尊。第五に彦波限建鷄尊不台命。

以上神代は十二代を過ぎまして、人皇の始め神大和磐余彦命と申すなり。当禁廷にいたらせたもうまで、百世万代めでたく神国にてまします。

日の本や千歳の松は尽きるとも、わが住む国の道は尽きせず

そもそもこのたび当社御神前において、岩戸の舞奉納つかまつり候上は、一天泰平四海安全宝祚延長総じて郷内氏子中、老若男女、牛馬の蹄にいたるまで安穩氣樂の御御禱。

思兼神舞 口上

天照しますみ御神。御姉弟の仲、不和として、岩戸をさして籠居し給う。国のうち常闇となり、青山も枯れ山となる。五つの種つ、ものおも栄えず。

これによつて天の香山の五百津の真神を根越しにし、上枝には八坂にの五百津のみすまるを掛け、中枝には八咫の鏡を掛け、下枝には青和幣、白和幣を掛け、千座の置戸におきたらわして、ヤオハンジンを八百万神を集め祭り事を奏し、手力男神をもつて岩戸を開き然るべよう候。

[Summary]

On *Iwato Kagura-mai* in Nagato Area, Yamaguchi Prefecture

HYOKI Satoru

There are many researches and reports on the so called “ Izumo style ” *kagura* in Chugoku district. But, exceptionally, the examples of *kagura* in Nagato area (northern and western parts of Yamaguchi prefecture) have hardly ever been researched and their nature and historical changes have not been elucidated yet.

In Nagato area, there are some places at which a certain type of *kagura* is transmitted. They are called “*Iwato-no-mai*” or “*Iwato kagura-mai*”. Now, five of their examples are known: *Futatsuzaya iwato kagura-mai*, *Beppu iwato kagura-mai*, *Managata ten iwato-mai*, *Iwaya iwato-no-mai* and *Dainichi iwato-no-mai*. Until recently, they have been regarded as the remains of old *kagura* style which Shugen monks (*yamabushi*) transmitted. But recently some scholars disagree with that opinion. In this article I examine its historical changes in detail based on my fieldwork.

Some facts which were revealed in this research tell that *Iwato kagura-mai* is not so old a type. In Nagato area, a type of *kagura* containing “*Ohji-mai*” (a play based on yin-yang belief) and many other various elements were popular by at least the middle of the 17th century. Around the end of the 18th century, Yoshida Shinto authority group supported by the Tokugawa shogunate tightened up the rules of rituals and ceremonies in shrines. *Iwato kagura-mai*, which was formed by eliminating non Shinto-like elements from old *kagura* style, was thought of as an answer to this order.

It is well known that the many examples of *kagura* in Chugoku district were reformed by the influence of the new thought of *kokugaku* from the beginning of the 19th century to the Meiji era. But the influence of Yoshida Shinto authority group’s control on rituals has hardly been discussed. *Iwato kagura-mai* is a rare and important case for elucidating the complicated situation of historical changes of folk performing arts in the later stage of the Edo era.